伊勢市デジタル行政推進ビジョン

伊勢市デジタル推進本部 令和3年10月

第1章 計画策定の背景

| 1 社会的背景 | 3 |
|--|---|
| 2 国・県のデジタル推進方針等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (1) 法律·方針 ············ | 4 |
| (2) 国が自治体に求めるもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| I 官民データ活用推進基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| Ⅱ 自治体DX推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| | |
| 第2章 伊勢市のデジタル化の現状 | _ |
| 1 自治体情報システムの標準化・共通化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | 7 |
| 3 マイナンバーカードの普及・活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 4 行政事務のデジタル化、B P R ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 5 オープンデータの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 6 セキュリティ対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 7 デジタルデバイド対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 8 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| | |
| 第3章 伊勢市が目指す姿 | _ |
| 1 基本理念 ······ 1 | 0 |
| 2 ビジョンの位置づけ(他計画との関連) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 1 |
| 3 ビジョンの計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 2 |
| 4 ビジョン推進に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 3 |
| デジタル技術を活用した、人に優しいサービスの提供 ・・・・・・・・ 1 | 4 |
| 利用者が身近に感じられるデジタル環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 5 |
| 高い利便性と信頼性を両立した信頼される行政運営 ・・・・・・・・・ 1 | 6 |
| | |
| 第4章 推進体制 | _ |
| 1 伊勢市デジタル推進本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 7 |
| 2 伊勢市システム管理・セキュリティ委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 8 |

第1章 計画策定の背景

1 社会的背景

デジタル技術の急速な進歩や、インターネット等の高度情報通信ネットワーク整備による多様・大量なデータ流通の進展に伴い、それらを活用した利用者目線での価値の創出を図ることで、国は誰もがデジタル技術やデータによる恩恵が受けられる社会を目指し、国、地方公共団体、民間をはじめとする関係者が一丸となって社会全体のデジタル化に取り組むことを推進しています。

行政サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化の遅れが顕在化したことに加え、生活様式の変容に伴うニーズの多様化が進んでいることを受けて、高品質で柔軟な行政サービスが求められています。また、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、自治体の業務の在り方を刷新することが必要です。

本市においても、人口減少の進行が見込まれており、財源や人的資源の不足が懸念されている中で、デジタル技術やデータを活用した安定的な行政 運営を確保しながら、利便性の高い行政サービスの提供が求められています。



2 国・県のデジタル推進方針等について

(1) 法律・方針

社会的背景を踏まえ、国は、以下の法律・方針等を定め、国全体及び自治体のデジタル推進を図っています。

法 律

官民データ活用推進基本法 (平成28年12月14日施行)

官民データ*1活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、 国民が安全で安心して暮らせる社 会及び快適な生活環境の実現に寄 与することを目的として定めた。

デジタル行政推進法 (令和元年12月16日施行)

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きのオンライン化のために必要な事項等を定めた。

デジタル社会形成基本法 (令和3年9月1日施行)

方針

デジタル・ガバメント推進方針 (平成29年5月30日策定)

国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメント*2の実現を目指すことを示した。

IT新戦略 (令和2年7月17日閣議決定)

新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容を受け、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靭なデジタル社会の実現するための基本的な考え方等について示した。

デジタル社会の実現に向けた 改革の基本方針 (令和2年12月25日閣議決定)

デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりの活用によりでスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できるとができ、人に優しいでいる。 会~誰一人残さない、人に優しいデジタル化~」と掲げ、デジタル社会を形成するための10の基本原則*3を示した。

- 1. 電磁的記録(人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録)に記録された情報であって、 国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの。
- 2. デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、行政の在り方を変革していくこと。
- 3. ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会問題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包 摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

(2)国が自治体に求めるもの

I官民データ活用推進基本計画

国は、都道府県に対し、「都道府県官民データ活用推進計画」の策定を義務付け、市町村に対しては、「市町村官民データ活用推進計画」の策定を努力義務としています。

また、デジタル社会形成基本法の施行を見据え、令和3年6月18日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、デジタル庁*4を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進する観点から、社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示しました。

県は、令和2年6月に「みえデジタル戦略推進計画」(都道府県官民データ活用推進計画)を策定し、ICT*5を活用した業務の生産性向上と働き方改革及び県民サービスの向上を目指すとともに、テクノロジーを活用した社会課題の解決や新たな価値の創出を図ることを示しました。

| | 市町村官民データ活用推進計画 |
|--------|---|
| 計画目的 | 官民データの利用環境の整備促進を図り、計画的かつ効率的に利用を促進することで地域の住民やNPO等による自発的な地域課題の解決に向けた取組の推進を目的とした。 |
| 重点取組事項 | 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータ*6の推進) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用) 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド*7対策等) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、BPR*8) |
| 計画期間 | 各市町村で設定 |

4. 内閣総理大臣をトップとした、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする組織。令和3年9月1日に設置。

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー

- 5. Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。コンピュータ、インターネット等の情報処理及び通信技術の総称。
- 6. 行政及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるデータ。 (二次利用可能なルールが適用、機械判読に適したもの、無償であるもの)
- 7. インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。 ビジネス プロセス リエンジニアリング
- 8. Business Process Re-engineeringの略称。業務プロセス、組織構造等を抜本的に見直し、再構築すること。

(2)国が自治体に求めるもの

Ⅱ自治体DX推進計画

国は、「デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)」における自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化した「自治体DX*9推進計画」を策定し、行政サービスについて、デジタル技術やデータ等を活用して、住民の利便性向上及び業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていくことを求めています。

県は、令和3年度から、「あったかいDX」プロジェクトを開始し、ジェンダー平等を礎としたダイバーシティ&インクルージョン*10と地域循環共生を前提として、子育て世代も高齢世代もみんなが暮らしやすい「寛容な社会」づくりに向けた取組を推進しています。

| | 自治体DX推進計画 |
|--------|---|
| 計画目的 | 自治体のデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体の足並みを揃えた取組が必要であることを示した。 自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめた。 |
| 重点取組事項 | 自治体の情報システムの標準化・共通化 マイナンバーカードの普及促進 行政手続のオンライン化 AI*¹¹・RPA*¹²の利用推進 テレワーク*¹³の推進 セキュリティ対策の徹底 ※以下は、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 地域社会のデジタル化 デジタルデバイド対策 |
| 計画期間 | 令和3年1月から令和8年3月まで |

デジタル トランスフォーメーション

- 9. Digital transformation(デジタル技術による変革)。デジタル技術を活用し、業務、組織、企業文化等を変革し、様々な課題を解決すると同時に新しい価値を創造すること。
- 10.多様性(ダイバーシティ)を認め合い、受け入れて活かすこと(インクルージョン)。

アーティフィシャル インテリジェンス

- 11. Artificial Intelligence(人工知能)。人間にしかできないような高度に知的な作業や判断を、コンピュータ等人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

 ロボティック プロセス オートメーション
- 12.Robotic Process Automation(ロボットによる業務の自動化)。定型的なパソコン操作を自動化できる技術のこと。
- 13.職員が所属する組織の所在場所から離れたところにおいて、通信ネットワーク及びICT機器を活用して業務に 従事すること。「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の3形態がある。

第2章 伊勢市のデジタル化の現状

1 自治体の情報システムの標 準化・共通化

自治体は、目標時期を令和7年度として、 国が調達する「(仮称)Gov-Cloud*¹⁴」の 活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業 務システムについて国の策定する標準仕 様に準拠したシステムへ移行する必要があ ります。

本市の基幹系システム*15サーバーは、オンプレミス*16で運用されており、令和5年1月には機器の保守期限を迎えることから、クラウド化*17を採用した更新を行いながら、国や先行自治体の動向を注視しています。

2 行政手続きのオンライン化

マイナンバー制度の導入に合わせ、平成 29年11月からマイナポータル*¹⁸の本格 運用が開始されています。

本市では、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される27手続きのうち、児童手当等の現況届等の7手続きがマイナポータルを活用したオンライン手続きが可能となっています。

また、このほか、水道開閉栓申請等の手 続きがオンライン化済みとなっています。

3 マイナンバーカードの普及 ・活用

マイナンバーカードは最高位の公的な本 人確認ツールであり、デジタル社会の基盤 となります。国では、令和4年度末にはほ ぼ全国民に行き渡らせることを目標に掲 げています。

本市では、平成30年1月より、マイナン バーカードを利用して、コンビニエンススト ア等に設置されたマルチコピー機にて、住 民票の写し・税証明書等の各種証明書が取 得できるように整備しています。

また、令和3年10月から、「市立伊勢総合病院」及び「伊勢市休日・夜間応急診療所」 においてマイナンバーカードを健康保険証 として利用できるように整備しました。

- 14.今後クラウドでの構築が予定されている、自治体の基幹系業務システムの稼働環境のこと。
- 15.自治体運営を行う上で、中核となるシステムのこと。
- 16.サーバーやソフトウェアなどの情報システムを、使用者が管理している施設の構内に機器を設置して運用すること。
- 17.管理しているデータなどを、インターネットを通じて外部事業者のサービスに移すこと。
- 18.行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備するもの。

4 行政事務のデジタル化、BPR

【AI·RPAの取組】

令和元年度にRPAを試験的に導入し、令和2年度に本格導入しています。また、令和2年度にAI-OCR*19を試験的に導入し、令和3年度に本格導入しており、どちらも業務に活用しています。

令和2年度には、保育所AI入所選考システムを導入し、令和3年度から運用を開始しています。

【テレワーク・Web会議環境の整備】

令和2年度から、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が実施している「自治体テレワーク推進実証実験」に参加し、専用の端末及びモバイルルーター*20を使用して、自宅からLGWAN系*21のPCが利用できる環境を整備しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度からタブレット端末、ノートPCを活用したWeb会議の利用を開始しました。

【書面規制、押印、対面規制の見直し】

令和2年度に押印又は署名を求めている 書類について、全庁を対象にした調査を行い、令和3年度には、再度見直しに取り組みました。

【デジタル人材育成】

職員のデジタルリテラシー*²²向上のため、庁内研修、J-LIS研修及びWebセミナーへの参加促進に取り組んでいます。

5 オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、地方公 共団体は保有するデータをオープン化し、 様々な主体が容易に利用できるよう必要 な措置を講ずるものとされています。

本市では平成29年3月に伊勢市オープンデータライブラリを公開し、県立宇治山田商業高等学校と連携して、利活用の促進にも取り組んでいます。

6 セキュリティ対策について

本市が保有する情報には、市民の個人情報のみならず、行政運営上に重要な情報が集積されています。市民の生命、財産、プライバシー等を守るとともに安定的な行政運営を確保するために、セキュリティ対策が必要不可欠です。

本市では、「伊勢市システム管理・セキュリティ委員会」が本市のシステム管理及びセキュリティの役割を担っており、「伊勢市情報セキュリティ基本方針」に則った、セキュリティ対策を講じています。

7 デジタルデバイド対策

全ての住民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていく、デジタルデバイド対策に取り組むことが求められています。

本市では、令和3年度から、スマートフォン教室の開催を進めています。

オプティカルキャラクター

19.紙文書をスキャンにより読み取り,文字をデジタルデータに変換するOCR(Optical Character

Recognition: 光学的文字認識)技術にAIを組み込み, 読み取り精度を高めたもの。

- 20.インターネットに接続するために使う小型で軽量な通信端末のこと。
- 21.地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。
- 22.インターネットを中心にデジタル情報や通信について、さらにはそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のこと。

8 その他

【市民サービスの向上】

- SNS*23を活用した情報発信(LINE、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram)
- LINEを活用した取組
 - 新型コロナウイルス関連情報、ごみ案内のチャットボット化*24
 - 申請手続き(一時保育予約、水道開閉栓等)
 - 相談窓口(子育て、高齢・介護、障がい、その他福祉)
- 戸籍住民課窓口の混雑状況の配信
- UDトーク*²⁵の導入
- NET119緊急通報システム

【キャッシュレス*26】

- 市税の納付、水道料金及び下水道使用料の支払い
- 公共施設でのキャッシュレス決済
- 伊勢マイル(伊勢志摩WAONを活用した地域共通ポイント)

【防災における活用】

- ヤフー株式会社との災害協定(Yahoo!防災速報)
- 伊勢市防災総合システム(防災情報配信サービス)
- 危機管理型水位計 川の水位情報

【保育・教育における取組】

- タブレット端末を活用した授業実践や持ち帰り学習
- 家庭学習に役立つサイト集
- 保育業務でのタブレット活用
- いせスマートほいくえん(動画配信)

【地域課題解決に向けた活用】

- GPS*27データを活用した観光動熊調査
- バスロケーションシステム*²⁸
- 観光地の混雑状況のリアルタイム配信

ソーシャル ネットワーキング サービス

- 23.Social Networking Serviceの略称。利用者同士がWeb上で交流できる会員制サービスのこと。
- 24.チャットとロボットを繋いだ造語。短い文字メッセージをリアルタイムに交換するチャットシステム上で、人間の発言に対して適した応答を返し、擬似的に会話することができるソフトウェアのこと。

ユニバーサル デザイン

- 25.音声認識技術を活用した、会話を文字化するアプリ。コミュニケーションのUD(Universal design:年齢や能力等に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいようなデザイン)を支援するためのもの。
- 26.クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。 グローバル ポジショニング システム
- 27.Global Positioning Systemの略称。人工衛星を利用して現在位置を測定するシステム。
- 28.専用のホームページにアクセスすることで、バスがどの停留所を通過したか検索できるシステム。また、近くの 停留所を地図上に表示する機能や接近情報をメールで知らせる機能などがある。

第3章 伊勢市が目指す姿

1 基本理念

~利用者目線でつくるデジタル行政~

市民に優しく、暮らしを便利に

国では、目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~」を掲げました。このビジョンは、国際目標であるSDGs*29の理念と一致していると言えます。

本市においても、SDGsの観点を踏まえながら、行政サービスのオンライン化・デジタル環境の整備等を推進し、デジタル技術を活用しようと思える価値の創出を目指します。推進に当たっては、利用者に優しいUI*30の設計を心がけるとともに、市民のデジタルリテラシーの向上にも取り組みます。また、事務の高効率化・高品質化を図りながら、セキュリティ対策を徹底することで、安全・安心を感じられる行政運営の実現を目指します。

- 来庁を不要とする手続き があたりまえになる
- 行政とのコミュニケーションがデジタルで気楽に行える
- 有益な情報を必要なとき に受け取れる







- 直感的にスマホが使える ようになる
- デジタルで地域のコミュニ ケーションが活発になる





- より丁寧な対面業務が可能になる
- いくつもの窓口を回る必要がなくなる
- 職員の環境に寄り添うことができる





サスティナブル デヴェロップメント ゴールズ

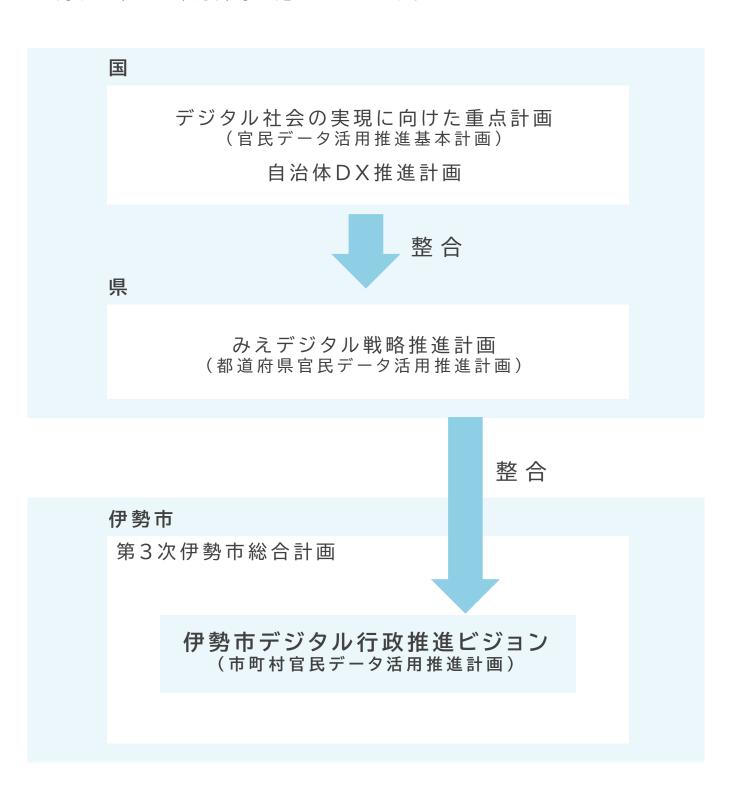
29.Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

30.User Interfaceの略称。ウェブサイトやアプリの表示画面の見た目や操作性のこと。

2 ビジョンの位置づけ(他計画との関連)

本ビジョンは、「第3次伊勢市総合計画」の分野別計画に位置づけられる もので、「官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)」第9条第 3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」としても位置づけます。

また、国が定める「自治体DX推進計画」に示されている重点取組事項等に対する市の基本方針等を定めるものです。



3 ビジョンの計画期間

近年のデジタル技術革新のスピードは著しく、その活用やサービス提供は 多種多様な形態、分野に及んでいます。

国の基本計画は、「政府は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、及び官民データ活用の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、毎年度、官民データ活用推進基本計画の見直しを行い、必要が生じたときは、変更を加えるものとする。」(基本法第8条第7項)と定められ、毎年度の見直しと適宜の変更を実施しています。

本ビジョンの計画期間を、令和3年10月11日(デジタルの日)から総務省の自治体DX推進計画の終期に合わせ、令和8年3月までとしますが、市としても、国や県の動向及びデジタル技術環境の変化に即したビジョンとして推進を図るため、適宜見直しを行います。

また、本ビジョンを確実かつ効率的に実行していくために、テーマ別アクションプランを策定し、毎年度効果を検証しながら、適宜アクションプランの見直しも行います。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | | |
|------|--|-------|--------|-------|-------|-------|--|--|
| | 第3次伊勢市総合計画 | | | | | | | |
| 市の計画 | | | | | | | | |
| | 前期基準 | 本計画 | 中期基本計画 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 伊勢市デジタル行政推進ビジョン | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 官民データ活用推進計画/デジタル社会の実現に向けた重点計画/新重点計画*31 | | | | | | | |
| 国、 | | | | | | | | |
| 県の計画 | 自治体DX推進計画 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | みえデジタル戦略推進計画 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

^{31.}デジタル庁の創設後速やかに、デジタル社会形成基本法に基づき策定予定。その際、「デジタル・ガバメント実行計画」も統合し、デジタル手続き法に規定する情報システム整備計画としても位置付けられる。

4 ビジョンの推進に関する基本方針

基本理念を実現するため、次に掲げる基本方針に基づき、本市におけるデ ジタル推進に取り組みます。

デジタル技術を活用した、人に優しいサービスの提供

一人ひとりが、積極的にデジタルを活用しようと思える、利用者 目線の行政サービスの提供に取り組みます

利用者が身近に感じられるデジタル環境の整備

デジタル技術に気軽に触れられる機会を創出し、誰もがデジタ ル技術の恩恵を受けられる環境整備に取り組みます

高い利便性と信頼性を両立した信頼される行政運営

事務の高効率化・高品質化を図り、働きやすい職場環境を実現 するとともに、安全・安心を感じられる行政運営に取り組みます

SUSTAINABLE GALS



13 気候変動に 具体的な対策を





3 すべての人に 健康と福祉を





13

















デジタル技術を活用した、 人に優しいサービスの提供





来庁を不要とする行政手続き

来庁を不要とする手続きを目指し、手続きのデジタルファースト*³²、ワンスオンリー*³³、コネクテッド・ワンストップ*³⁴を推進し、市民の利便性向上を目指します。

新たなプラットフォーム*35を活用した手続き

「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を参考に、押印又は署名の 見直しに取り組むとともに、新たなプラットフォームを活用した手続きの 確立を目指します。

マイナンバーカードの普及・活用

マイナポータル、ぴったりサービス*³⁶の活用の拡充を図り、マイナンバーカードの普及・活用を推進します。

SNSを活用した相談窓口、情報発信

SNSを活用した迅速な相談窓口、有益な情報の発信を推進します。

利用者に優しいUIの設計

デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUIの設計や、各種申請 画面等の多言語化など、利用者に優しい行政サービスを目指します。

- 32.行政手続きやサービスが一貫してデジタルで完結すること。
- 33.一度提出した情報を再度提出することを不要とすること。
- 34.民間サービスを含め、一か所でサービスを完結すること。
- 35.サービス等を提供、運営するために必要な共通の土台となる環境。
- 36.マイナポータル上で利用できる、子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請ができるサービス。

利用者が身近に感じられる デジタル環境の整備







市民のデジタルリテラシーの向上

民間事業者や協議会(団体)等と連携しながら、デジタルに関する知識・技術を習得するサポートを充実させ、市民のデジタルリテラシーの向上を目指します。

オープンデータの充実

オープンデータの充実を図り、様々な主体がより容易に活用できるよう整備を行い、地域課題の解決や新たな価値・文化の創造を推進します。

行政におけるキャッシュレス決済導入

行政サービスにおけるキャッシュレス決済の導入を推進し、多様化した ニーズに対応した環境整備を目指します。

デジタルを活用したシティプロモーション*37

デジタルマーケティング*³⁸や、デジタルを活用したシティプロモーションの取組を進めることで、地域の新たな活力として期待される関係人口の拡大を目指します。

Wi-Fi環境の整備

Wi-Fi環境の整備について、国の補助事業の内容を注視しながら、対象施設、利用目的、災害時の利用、利用者数に応じた整備内容、コストや必要性を含めて検討し、取り組みます。

^{37.}自治体が人口減少に立ち向かう一つの方法として、「地域資源の認知度・ブランド力の向上、産品・サービスの消費拡大などを通じた地域活性化」を目的として取り組む広報活動のこと。

^{38.}デジタル技術を活用した、広告、実店舗、SNSなど多様な消費者との接点を構築して行うマーケティング活動のこと。

高い利便性と信頼性を両立した 信頼される行政運営



情報システムの標準化・共通化

情報システムについて、クラウド化などの共用化を促進することで、運用 経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保に 取り組みます。

職員のデジタルリテラシーの向上、意識改革

職員のデジタルリテラシーの向上、意識改革を目指し、J-LIS研修、地域情報化アドバイザー*³⁹、地方創生人材支援制度*⁴⁰などの活用を検討し、デジタル人材の育成に取り組みます。

AI·RPAを活用した安定的な行政運営

「AI・RPA導入ガイドブック」を参考に、AI・RPAを活用した行政事務を拡充し、職員の負担軽減を図るとともに、安定的な行政運営を確立します。

テレワークの活用、バックオフィス*41のデジタル化

テレワークの活用、バックオフィスのデジタル化に積極的に取り組み、職員 に寄り添った働き方改革、環境整備を推進します。

セキュリティ対策の徹底

「伊勢市情報セキュリティ基本方針」の適宜見直しを行い、セキュリティ対 策を充実させることで市民の不安払拭に取り組みます。

- 39.ICTを利活用した地方公共団体等に対する豊富な支援実績や知見を持つ、総務省が認定した専門家。
- 40.地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣する制度。
- 41.直接顧客と関わらない、主に事務業務、管理業務のこと。

第4章 推進体制

1 伊勢市デジタル推進本部

本ビジョンの基本方針を全庁横断的に推進するため、市長を本部長とする「伊勢市デジタル推進本部」を設置しました。本部の運用としては、課長補佐級以下の職員で構成されたテーマ別の提言型ワーキンググループを設置し、それぞれのデジタル化を進める上での課題等について協議したものを本部会議へ提言します。本部会議は、市のデジタル分野における最終意思決定の役割を担います。本部会議で決定した事項については、担当部・課における所属長牽引のもと、推進力の高いメンバー(デジタル推進員)が取り組むことで、伊勢市全体のデジタル化を推進します。

伊勢市デジタル推進本部



本部長:市長

副本部長:副市長

本部員:各部局長 等

協力



【ワーキンググループ】

メンバー:

課長補佐級以下の職員



【担当部・課】

指示

リーダー:所属長

メンバー: デジタル推進員



事務局: デジタル政策課

2 伊勢市システム管理・セキュリティ委員会

本ビジョンの実施に当たっては、伊勢市全体のデジタル化を推進する体制とは別に、セキュリティ面を強化するため、「伊勢市システム管理・セキュリティ委員会」を設置しました。本委員会では、「伊勢市情報セキュリティ基本方針」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「伊勢市個人情報保護条例(平成17年伊勢市条例第20号)」及び関連法令に基づく適切なデータの公開、運用を図ることで、地域住民の不安の払拭に努めます。



【伊勢市システム管理・セキュリティ委員会】

委員長:副市長、メンバー:各部局長

作業部会 メンバー:委員長指名



【クライアント管理運営委員】

メンバー:各課より1名

【サーバ管理運営委員】

メンバー:各部局より1名